



(社) 日本硝子製品工業会 認証

『長期保存果実酒びん』マーク

運用規定

(社)日本硝子製品工業会
東京都港区新橋 2-12-15 (田中田村町ビル 8階)

Tel: 03-3595-2717

<http://www.glassman.or.jp>

1) 認証マーク運用の基本的な考え方

- ◆ 品質、製造、検査基準を明確にし、工程安全を保証する。
- ◆ 品質問題など発生時に、責任所在を明確にし、誠意ある処理を実施する企業である旨の認証。
- ◆ (社)日本硝子製品工業会の認証による権威づけ、と差別化
- ◆ 啓発実施主体の公的化による、啓発チャンスの拡大

2) 長期保存果実酒びんマーク（以下「工業会認証シール」とする）創設の背景

長期保存果実酒びん（以下「当該製品」とする）は、内容物を安全に保護するガラス製品の長所から、数ヶ月から数年、場合によっては十年を超えて果実酒を保存する容器として使用されている。

しかし、ここ数年、例えば梅酒を作製する時にそれほど乱暴に扱ったわけでもないのにびんが破損するという事故が発生するなど、品質上の問題のある当該製品が販売されている現実がある。

そこで、(社)日本硝子製品工業会（以下「工業会」とする）では、消費者・使用者に対して責任のもてる当該製品を提供し、安心してご使用頂けるよう品質向上していくなければならないと考え、既に実施している耐熱ガラス製品他への工業会認証シール貼付に倣って、当該製品の品質規格を作成し、この品質規格を満足する製品に工業会認証シールを付けることで、一定の品質を確保しようと考えた。

● (社) 日本硝子製品工業会認証 長期保存果実酒びんマーク運用規程

1) 目的

長期保存果実酒びん（以下「当該製品」とする）として一定の品質を有することを認証することで消費者の購買時判断に資することを目的とする。

2) (社) 日本硝子製品工業会（以下「工業会」とする）は、会員企業に対して、ある一定以上の設備規模基準を満たすガラス企業及び生産工程において生産され、工業会の定める「長期保存果実酒びん品質規格」（以下「当該びん規格」とする）の内容を満たしているとして申請された当該製品に対して、製品素材・工程管理を確認の上、(社) 日本硝子製品工業会認証 長期保存果実酒びんマーク（以下「工業会認証シール」とする）の貼付を、申請に基づいて認めるものとする。

また、当工業会技術委員会が、国内外を問わず『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』を有すると認定した工場で生産された当該製品について、当該びん規格などをもとに別途行う審査で合格した場合についても同様の取扱とする。

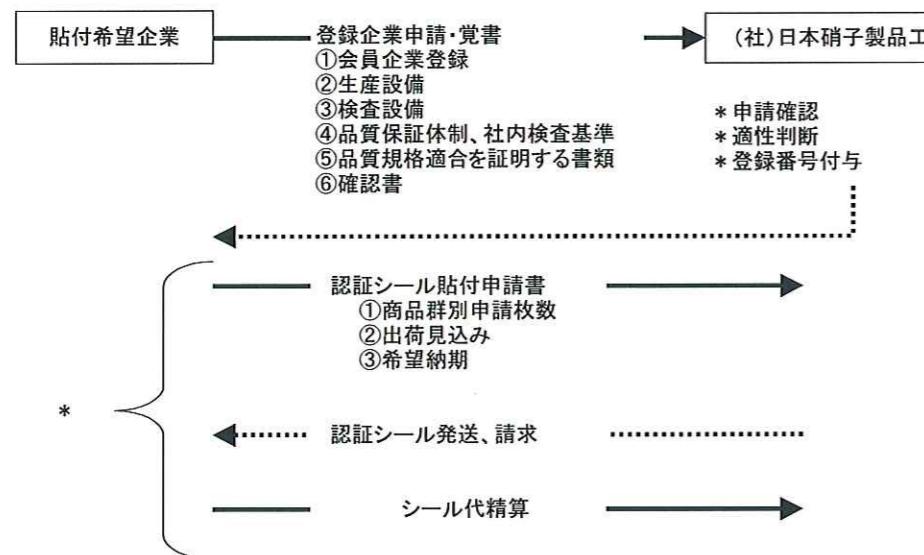
3) 前項2)における『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』の内容とするところは、下記項目を満たしている事。

- ① ソーダ石灰ガラスの溶解炉を有すること。
- ② 当該製品の生産、または加工を実施できる設備を有すること。
- ③ 当該規格に規定される検査設備を有すること。

4) 自社生産品以外の当該製品を扱い、これに工業会認証シール貼付を希望する場合、会員企業で且つ自社内あるいは当工業会技術委員会が認定した事業所で当該規格に基づく検査を行い、規格を満たすと証明できる書類を添付することで申請可とする。

工業会会員企業外より工業会認証シール貼付の希望がある場合は、本運用規定に準拠する形で工業会事務局に別途申請し、工業会技術委員会で審査を受け、合格した場合のみ申請を受理する。

5) 申請手順 ① 登録企業申請覚書による企業適性判断と覚書合意により、申請企業として登録し、
② 登録有効期間（2年）であれば、都度『貼付申請書』によりシール貼付を申請する。
③ 登録更新は、登録有効期間内に行うものとする。但し、工業会会員の登録更新は不要とし、登録抹消は、事務局が当該工業会会員よりの連絡を受け実施するものとする。

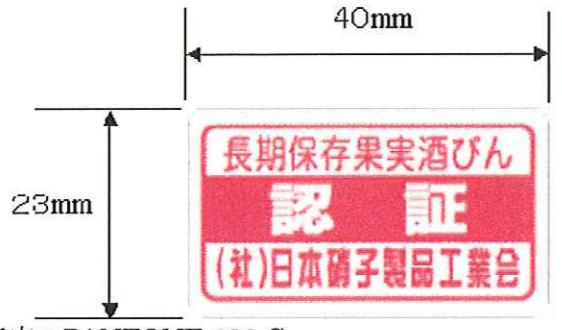


*「登録番号」有効期間内であれば、何度でも申請可能。

*「登録番号」は、申請受理日より2年間有効とし、期間満了後は自動継続しない。
但し、工業会会員企業は除く。

*「登録番号」有効期間内とは、「シール代精算が完了する月」が期間内である事をいう。

6) 工業会認証シール仕様および色指定



認証マーク赤色色指定 : PANTONE 186 C

7) 工業会認証シール貼付基準

- ① 工業会認証シールは、『本体貼付』を基本とする。
- ② 工業会認証シール添付申請は当該製品の販売元が行うものとする。
- ③ 当該製品に別シールを貼付する場合、工業会事務局に別途に申請の上で、工業会認証シールと別シールの双方を一体化して貼付することも可とする。
- ④ 前項①を実施した場合に限り、工業会事務局に連絡の上で、個装箱、外箱に“(社)日本硝子製品工業会認証品”(以下『認証品印字』とする)とゴシック体で印刷することを可とする。
- ⑤ 次のような使用は認められない。
 - ・前項①の実施無く、個装箱や外箱に工業会認証シールを貼付または認証品印字する事
 - ・商品を特定せず、包括的な商品シリーズやブランドの販促物に認証品印字や工業会認証シールを印刷または貼付する事
- ⑥ 工業会認証シールの認知、定着を図り、消費者の商品判断の有効な手立てとする事を目指し、その主旨に反する使用方法は認めない。
- ⑦ 当工業会会員企業外の生産品に貼付する場合は、取扱責任窓口(申請窓口)を会員企業として申請する場合のみ申請を受け付ける。
- ⑧ 運用過程で、貼付基準に変化が生じた時は、工業会事務局及び関係企業で検討し善処する。
- 8) 工業会認証シール使用は有償とする。

会員企業は工業会認証シールを当工業会指定の様式に基づき会員企業で印刷使用する事を可とし、会員外企業には工業会認証シールを工業会で準備し、申請枚数を有償で配布する。
また、本規定の各事項を遵守し、工業会認証シール本来の目的を損なわない様、登録企業は利用に細心の注意を払うこととする。
- 9) 登録企業申請覚書記載事項に変更を生じた時は、速やかに工業会に申し出る事とする。
- 10) 登録企業申請覚書および認証シール貼付申請書への虚偽記載や運用規程他の記載事項に照らし不適切な運用等が生じている場合は、登録番号有効期間内であっても、その不適切事態が解決するまで、工業会認証シールの貼付申請を受け入れない事とする。
- 11) その他本規定の条項に対する疑義、改廃などは工業会事務局を窓口とし会員企業間で協議し決定するものとする。
- 12) 本規程の運用は、2006年9月1日より開始する。

(社) 日本硝子製品工業会

(社) 日本硝子製品工業会認証長期保存果実酒びんマーク使用等 確認書

1) (社)日本硝子製品工業会認証長期保存果実酒びんマーク（以下「工業会認証シール」とする）とは(社)日本硝子製品工業会に対して、登録企業申請が承認され、且つ登録番号有効期間内に、所定の申請を実施して工業会から販売された物および登録企業申請が承認された工業会会員が工業会指定様式に従って作成した物を指す。

2) 所定手続きを実施した工業会会員に対する工業会認証シール使用料などは以下のとおりとする。

なお、使用料は生産数量あるいは輸入数量を基礎に計算する。

会員企業：0.5円／枚 但し、3年目以降に見直しを行う。

工業会認証シールは工業会指定の様式に基づき会員企業で印刷使用する。

会員外企業：2円／1枚、審査費用 70万円 但し、1品種毎に支払うものとする。

認証シールは工業会で準備する。

3) 工業会認証シールの再販は禁止とする。

4) 工業会認証シール使用料などの代金決済に関して

①現金振り込み

②振り込み手数料は、振り込み人負担

③シール代金の他、消費税、送料を合わせて請求致します。

④当月月末締め、翌月末支払いとする

⑤振り込み口座

三井住友銀行 新橋支店 (普) 124814

口座名義：(社) 日本硝子製品工業会

5) 登録企業は、工業会認証シール貼付を通じて長期保存果実酒びん認証の意味性高揚に努めなければならない。

6) 工業会は、長期保存果実酒びん認証の意味性を損なう運用が認められた場合は、速やかに工業会認証シール貼付の中止、工業会認証シールの回収他の措置を要求できる。

当該企業は、自主的に速やかな対応を講じなければならない。

上記事項を承認し、工業会認証シールの使用に際し、細心の注意をはらう事と致します。

(社)日本硝子製品工業会 御中

平成 年 月 日

印

長期保存果実酒びん認証シール貼付申請書

・(社)日本硝子製品工業会長期保存果実酒びん認証シール運用規程に従い下記商品に関して、『認証シール』の貼付申請を致します。

■ 申請企業

申請日 平成 年 月 日	
企業名	登録番号
所在地	
TEL ()	
担当部署および担当者氏名	
TEL ()	
シール納入先住所	
TEL ()	

■貼付申請商品

容量別申請枚数	自社製造 (A)	自社非製造 (B)	合計 A+B
合計枚数			(C)
出荷見込	平成 年 月(上旬・中旬・下旬)頃		
納付金額	1. 工業会会員 認証シール (事務局と協議中) 2. 工業会非会員 認証審査料 (事務局と協議中) 認証シール (事務局と協議中) (送料、消費税、振込手数料などが、上記の他に請求されます。)		
希望納期			

登録企業申請 覚書

■ 申請企業概要

事業者名			
代表者役職	代表者氏名		
所在地			
資本金	従業員数		
全事業の売上高	決算(月)		
担当部署	担当者氏名		

■ 工業会認証シール貼付対象が自社生産品、他社生産品の別
他社生産品がある場合には別紙様式1を添付すること。

自社のみ	自社および 他社	他社のみ

■ 『長期保存果実酒びん』の生産・検査設備の自社保有、自社内品質管理体制について

	有	無
1) 自社内でのソーダ石灰ガラス製品製造設備保有の有無		
2) 自社内での長期保存果実酒びん製品の品質検査設備保有の有無		
3) 社内品質検査基準書の貼付の有無		
4) 自社内での品質工程管理に関する専門部署の有無		
部署名:		
電話番号:		
専任人員: 人		
5) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無		
部署名:		
電話番号:		
専任人員: 人		

1. 平成 年 月 日現在、左記記載に相違無く、

2. (社)日本硝子製品工業会認証『長期保存果実酒びんマーク』(以下『工業会認証シール』とする) 貼付運用に
関して、工業会運用規程を遵守し、ひいては『長期保存果実酒びん』の認知・啓蒙に助力するものとします。
3. 自社製造品、及びその他取り扱い品(輸入品を含む)で工業会認証シールを貼付する商品に関して工業会の
要請ある場合は、速やかに当該商品の品質データ、検査結果を提出するものとします。
4. 生産・検査設備に関し増設・改廃等、認証シール運用に関わりのある変更を生じた場合は、適宜速やかに届け
出るものとします。
5. 本紙の有効期間は、申請受理日より2年とし、自動的には継続せず、更新届け出を必要とするものとします。
但し、工業会会員については自動延長とし、工業会会員よりの事務局への文書連絡によって終了する。
6. 工業会認証シールの貼付申請は、別途の貼付申請書により申請するものとするが、工業会事務局より発行さ
れる登録番号の有効期間である事を認証要件とする。
7. 登録番号有効期間であっても、工業会認証シールの貼付運用に当たって、問題ありと認められる場合は、工
業会は当該企業に善処を求める事が出来る。
8. 本紙は、2通を作成し、申請事項に誤りない事と運営に合意する意味で捺印し、(社)日本硝子製品工業会と、
申請企業間で各1通を持ち合うものとする。

申請企業

(社)日本硝子製品工業会

<工業会使用欄>

申請受理日 平成 年 月 日	
登録番号 No.	

(社)日本硝子製品工業会『長期保存果実酒びん』認証シール貼付申請

登録企業申請 覚書添付 別紙 様式1

提出年月日： 年 月 日

■ 当該製品生産企業概要

事業者名					
代表者役職		代表者氏名			
所在地					
資本金		従業員数			
全事業の売上高		決算期(月)			
担当部署		担当者氏名			

■ 『長期保存果実酒びん』の生産・検査設備の自社保有、自社内品質管理体制について

	有	無
1) 自社内でのソーダ石灰ガラス製品製造設備保有の有無		
2) 自社内での長期保存果実酒びん製品の品質検査設備保有の有無		
3) 社内品質検査基準書の貼付の有無		
4) 自社内での品質工程管理に関する専門部署の有無		
部署名：		
電話番号：		
専任人員： 人		
5) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無		
部署名：		
電話番号：		
専任人員： 人		